

県・市町協調事業

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金

【申請受付要項】

【受付期間】

令和2年4月27日(月)から同年5月22日(金)まで

【受付方法】

1 申請書類の提出方法

郵送のみ 令和2年5月22日(金) 必着

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出はお断りします。

【郵送先】〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金 申請受付 係

切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

2 申請書類の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

以下の URL からダウンロードしてください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000160.htm>

封筒に、返信用封筒(角型2号サイズの封筒に宛名を記入し140円切手を貼付してください)を同封し、以下の宛先までお送りください。

〒514-8570 津市広明町13番地 三重県庁

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金 申請受付 係

「申請書類郵送希望」と封筒に明記してください。

以下の機関にて申請書類の配置は行いますが、感染拡大阻止の観点から多くの方が来られることを避けるため、原則として、インターネット又は郵送をご利用ください。

なお、市町につきましては、すでに他の支援事業により窓口で多数の方がお越しいたいため、感染拡大阻止の観点から窓口での配付や申請等の相談は行っておりません。

また、以下の機関においても、書類の記入方法、必要な添付書類等の相談につきましては、同様の理由から対面での対応ができませんので、以下【お問合せ先】まで電話にてお願いいたします。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【資料配置先】 いずれの機関も、土・日・祝日を除く平日のみ。

三重県本庁舎 8F(津市広明町13番地)

三重県地域防災総合事務所・地域活性化局

(桑名・四日市・鈴鹿・津・松阪・伊賀・南勢志摩・紀北・紀南)

各商工会・商工会議所

【お問合せ先】新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口

(電話) 059-224-2335

(受付時間) 9時から17時まで(土曜日、日曜日、祝日を含みます)

(開設期間) 5月22日(金)17時まで

必ずお読みください

- 1 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、三重県は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金することとなります。
- 2 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、三重県は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 申請者については、県からのお願いに対して協力を表明していただいた事業者として、施設名（屋号）および業態を三重県ホームページにおいて市町別に公表します。また、屋号については、税務署に提出する個人事業の開業届出書に記載された屋号を記入してください。なお、施設名および屋号の記入のない方については、個人名を公表します。
- 4 緊急事態措置の期間（令和2年4月20日から令和2年5月6日まで）の内にやむを得ず対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む）する場合は、必ず事前に新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口ご連絡してください。（（059-224-2335）9時から17時まで）

協力金の概要

趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、三重県は「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」～5つのお願い～」（令和2年4月20日公表、以下「緊急事態措置」という。）において、事業者の皆様が施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」という。）へのご協力をお願いいたしました。

この依頼に応じて、休業等の対象となる施設（以下「対象施設」という。）等の休業等に全面的に協力いただける県内中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）等の皆様に対して、県・市町が協調して「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」（以下「協力金」という。）を交付します。

支給額

1事業者あたり50万円（一律）

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」という。）とします。

- 1 三重県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）等で、大企業が実質的に経営に参画していない事業者であること。

2 緊急事態措置を実施する前(令和2年4月20日以前)から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方が対象です。

- (1) 特措法に基づき、「基本的に休止を要請する施設」
- (2) 特措法によらないが、「休止要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼されている施設」
- (3) 「社会生活を維持する上で必要な施設」の内、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されている施設

この場合、夜間(20時から翌朝5時まで)の時間帯を含む営業を行う事業者が、夜間の時間帯の営業を一切取りやめた上で、酒類の提供を19時までとした場合、又は終日休業した場合に支給対象となります。(宅配・テイクアウトを除く)

対象施設一覧(三重県ホームページ)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000160.htm>

3 緊急事態措置の全ての期間(令和2年4月20日から令和2年5月6日まで)の内、少なくとも令和2年4月22日から令和2年5月6日までの全ての期間において、三重県の要請に応じ、休業等を行うことが必要です。

申請書には、4月22日から5月6日までの期間について休業等の状況を記載していただきます。

4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

申請手続き等

1 本協力金に関するお問合せ先

本協力金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、次の相談窓口を開設しています。

○ 新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口

(電話) 059 - 224 - 2335

(受付時間) 9時から17時まで(土、日、祝日も開設しています)

(開設期間) 5月22日(金) 17時まで

感染拡大阻止の観点から、電話での相談に限定させていただきます。

ご理解とご協力をお願いします。

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

(1) 以下の URL からダウンロードしてください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000160.htm>

(2) 封筒に、返信用封筒（角型 2 号サイズの封筒に宛名を記入し 1 4 0 円切手を貼付してください）を同封し、以下の宛先までお送りください。

〒514-8570 津市広明町 1 3 番地 三重県庁

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金 申請受付 係

「申請書類郵送希望」と封筒に明記してください。

(3) 以下の機関にて申請書類の配置は行いますが、市町につきましては、すでに他の支援事業により窓口で多数の方がお越しいただいており、さらに混雑することで新型コロナウイルス感染症のリスク拡大につながりますので、感染拡大阻止の観点から窓口での配付を行っておりません。

また、書類の記入方法、必要な添付書類等の相談につきましても、同様の理由から対面での対応ができませんので、以下相談窓口まで電話にてお願いいたします。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【資料配置先】

三重県本庁舎 8 F（津市広明町 1 3 番地）

三重県地域防災総合事務所・地域活性化局

（桑名・四日市・鈴鹿・津・松阪・伊賀・南勢志摩・紀北・紀南）

各商工会・商工会議所

3 申請書類

(1) 申請書類の提出

別表 1 で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

4 本協力金の申請受付期間および受付方法

(1) 申請受付期間

令和 2 年 4 月 2 7 日（月）から 5 月 2 2 日（金）まで（必着）

(2) 申請受付方法

郵送 持参による申請は一切受け付けできませんので、予めご了承ください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

<郵送先> 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金 申請受付 係

切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

ご不明な点は以下の相談窓口で対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口

(電話) 059-224-2335

(受付時間) 9時から17時まで(土、日、祝日も開設しています)

(開設期間) 5月22日(金) 17時まで

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。本協力金は5月中旬から順次支給を予定しています。

6 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。
- (2) 一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

7 その他

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、三重県は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金することとなります。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、三重県は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 申請者については、県からのお願いに対して協力を表明していただいた事業者として、施設名(屋号)および業態を三重県ホームページにおいて市町別に公表します。また、屋号については、税務署に提出する個人事業の開業届出書に記載された屋号を記入してください。なお、施設名および屋号の記入のない方については、個人名を公表します。
- (4) 緊急事態措置の期間(令和2年4月20日から令和2年5月6日まで)の内にやむを得ず対象施設の営業を再開(対象施設の一部の営業の再開も含む)する場合は、必ず事前に新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口にご連絡してください。(059-224-2335) 9時から17時まで)

(別表1)

申請書類について	
1	三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金申請書(様式1)
2	新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業又は時間短縮報告書(様式2)
3	誓約書(様式3) () 誓約書の最下部にある所在地、名称および代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。
4	<p>緊急事態措置以前から営業活動を行っていることが分かる書類(休業等の要請対象となる複数の事業を営んでいる場合、全ての事業について提出が必要です。)</p> <p>次の(1)~(3)の書類が必要となります。但し、(4)については、特段の許可等を要しない業種に限り提出は不要です。</p> <p>(1) 営業活動を行っていることがわかる書類(写しで可)</p> <p>緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかるよう、法人、個人ともに以下のいずれかの資料を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・直近の「確定申告書」・直近の月末締め帳簿を添付するなど緊急事態措置時点の営業実態がわかる資料・設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(県内税務署の受付印があるもの)又は法人設立設置届出書(県内税務署の受付印があるもの)および直近の月末締め帳簿を添付するなど緊急事態措置時点の営業実態がわかる資料を添付してください。 <p>(2) 営業活動を行っている実態がわかる書類</p> <p>() 申請する事業所ごとの外景(社名や店舗名入り)および内景の写真並びに事業所ごとの月末締め帳簿など緊急事態措置時点の事業所ごとの営業実態がわかる資料を添付してください。</p> <p>(3) 本人確認書類(写しで可) 本人確認のために、次の書類のいずれかを提出してください。</p> <p>(法人) 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類</p> <p>(個人) 運転免許証、パスポート、保険証等の書類</p> <p>(4) 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(写しで可) 対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類等を提出してください。(例) 飲食店営業許可、酒類販売業免許、等の各種営業許可書</p>
5	休業等の状況がわかる書類(写しで可) (例) 休業および営業時間の短縮を告知するチラシやHPの画面コピー、休業等を知らせる店頭での張り紙やメニュー等の写真(張り紙については、表示内容および店舗が確認できる写真)

- () 休業する事業所等の名称や状況(休業の期間、営業時間の変更)がわかるよう工夫してください。
- () 休業等の要請対象となる複数の事業を営んでいる場合、全ての事業について提出が必要です。
- () 複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる資料を用意してください。

6 支払金口座振替依頼書(様式4)